

「地域を支える建設業」検討会議

第 52 回全体会議

長野県提出資料

資料 1	令和 6 年度予算執行について	… 1
資料 2	入札制度の見直しについて	… 3
資料 3	週休 2 日工事の実施状況について	… 11
資料 4	B I M / C I M の推進について	… 15
資料 5	建設産業における担い手の確保・育成と生産性の向上について	… 17
参考資料	第三次・担い手 3 法の改正について	… 19
参考資料	女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会の参加案内	… 31
参考資料	長野県外国人材受入企業マッチング支援デスクの開設	… 33



©長野県アルクマ
長野県 PR キャラクター「アルクマ」

治水 ONE
NAGANO

～みんなでとりくむ『流域治水』～

長野県は『流域治水』を推進しています！



Youtube で
動画配信中！

令和 6 年度執行状況

建設部 技術管理室

1 執行状況

○上半期（9月末）執行方針

全体（令和6年度当初予算及び令和5年度予算繰越分の合計額）の概ね7割以上の契約を目標とし、早期発注に努める。

○6月末時点の執行率（令和6年度当初予算及び令和5年度予算繰越分の合計額）
63.0%

2 令和5年度11月補正に係る契約等の状況

○11月補正予算の執行方針

特別な事情があるものを除き、原則として、令和6年3月末までに全ての箇所を公告することを目標とする。

○令和6年6月末の執行状況（実績）

【公告】

（件）

	予定件数	公告件数	公告率
工事請負費	278	267 (228)	96.0%
その他	174	160 (132)	92.0%
合計	452	427 (360)	94.5%

※（ ）内は令和6年3月末時点の実績

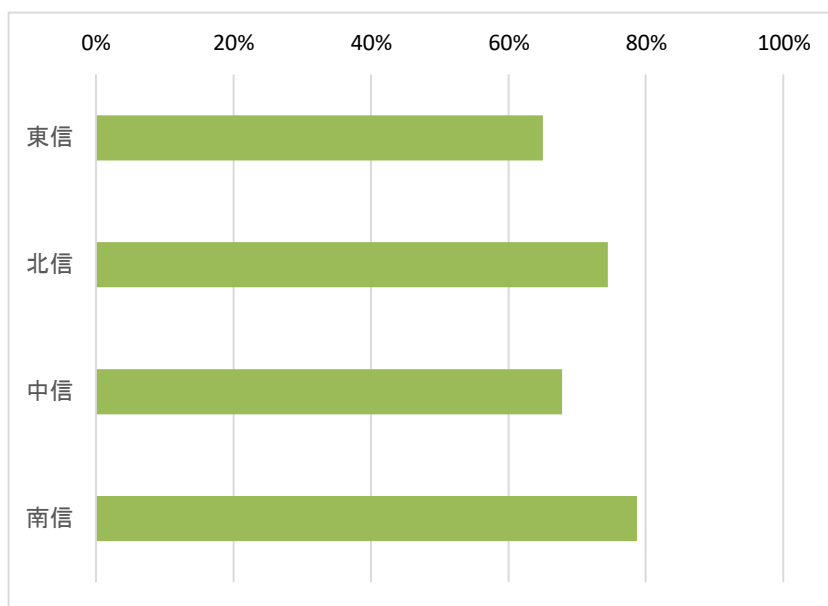
【契約】

（百万円）

	予定額	契約済額	執行率
工事請負費	30,429	25,779 (18,773)	84.7%
用地補償費	450	316 (237)	70.2%
その他	3,212	2,481 (1,546)	77.2%
合計	34,090	28,576 (20,556)	83.8%

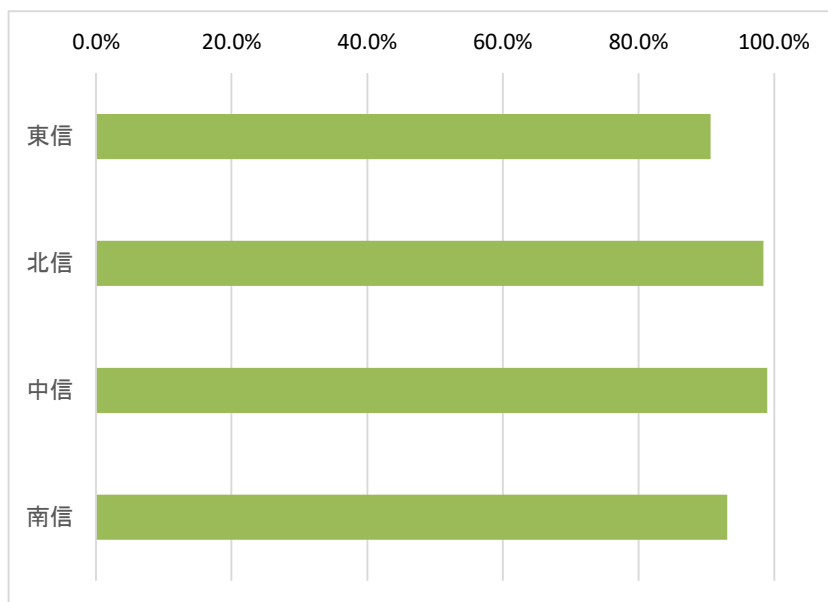
※（ ）内は令和6年3月末時点の実績

令和6年度 執行状況（※工事請負費：R6.6末）



区分	東信	北信	中信	南信
執行率	65.0%	74.5%	67.8%	78.7%

令和5年度11月補正 公告状況（※工事請負費：R6.6末）



区分	東信	北信	中信	南信
公告率	90.6%	98.4%	98.9%	93.1%

I 受注希望型競争入札の状況

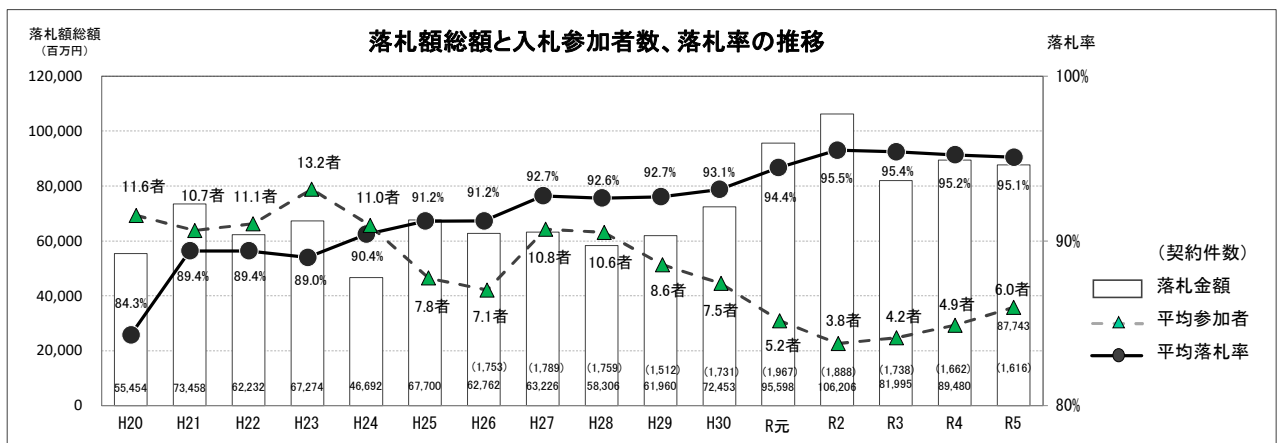
1 建設工事（環境部・農政部・林務部・建設部・企業局）

(1) 月別・年度別の状況

注）集計は、開札日を基準としている。（森林整備を除く）

区 分		開札合計 (件)	不調 (応札なし)	不落	契約	平均参加者数(者)	平均落札率(%)
令和4年度	4月	79	2	1	76	5.9	94.9
	5月	59	5	4	50	6.8	94.9
	6月	125	14	3	108	5.5	94.8
	7月	228	22	5	201	5.6	94.9
	8月	154	20	3	131	3.9	95.4
	9月	189	19	7	163	4.1	95.8
	10月	163	21	4	138	3.5	95.5
	11月	137	20	1	116	4.3	95.0
	12月	174	13	2	159	4.1	95.6
	1月	124	6	3	115	4.1	95.7
	2月	244	9	4	231	5.9	95.0
	3月	178	4	0	174	6.0	94.9
	合 計		1,854	155	37	1,662	4.9
令和5年度	4月	66	5	0	61	5.9	95.3
	5月	28	1	0	27	5.2	95.1
	6月	113	7	1	105	7.1	95.1
	7月	153	6	6	141	5.9	95.0
	8月	162	10	3	149	5.1	95.4
	9月	151	19	3	129	5.4	95.2
	10月	171	20	5	146	4.9	95.5
	11月	165	16	7	142	4.8	94.7
	12月	173	19	1	153	5.3	94.7
	1月	134	4	1	129	6.2	95.0
	2月	278	8	0	270	6.9	95.1
	3月	166	1	1	164	8.0	95.0
	合 計		1,760	116	28	1,616	6.0
令和6年度	4月	88	5	0	83	6.9	94.6

(2) 近年の入札状況



(3) 地域別(10ブロック)の動向

		佐久	上田	諏訪	上伊那	南信州	木曾	松本	北アルプス	長野	北信	全県
令和4年度	平均参加者数(者)	5.8	4.2	5.6	3.6	6.8	1.9	3.5	3.8	5.9	5.1	4.9
	平均落札率(%)	94.6	95.0	94.6	96.0	94.3	98.7	96.0	96.4	94.5	94.2	95.2
	地元受注率(件数)(%)	95.5	88.1	95.1	90.8	88.1	89.9	96.5	93.9	95.3	87.8	92.7
	地元受注率(金額)(%)	92.8	83.5	93.6	70.3	64.2	90.8	96.9	95.2	88.8	62.7	82.9
令和5年度	平均参加者数(者)	8.1	6.6	11.7	4.3	6.2	2.2	3.8	4.8	6.9	5.2	6.0
	平均落札率(%)	94.4	94.8	94.3	95.5	94.2	98.2	95.7	96.0	94.6	94.3	95.1
	地元受注率(件数)(%)	93.5	88.1	94.8	93.3	91.5	85.0	96.2	93.0	96.1	88.1	92.9
	地元受注率(金額)(%)	76.9	72.3	98.9	90.6	78.0	42.8	58.4	85.3	89.6	90.6	73.5

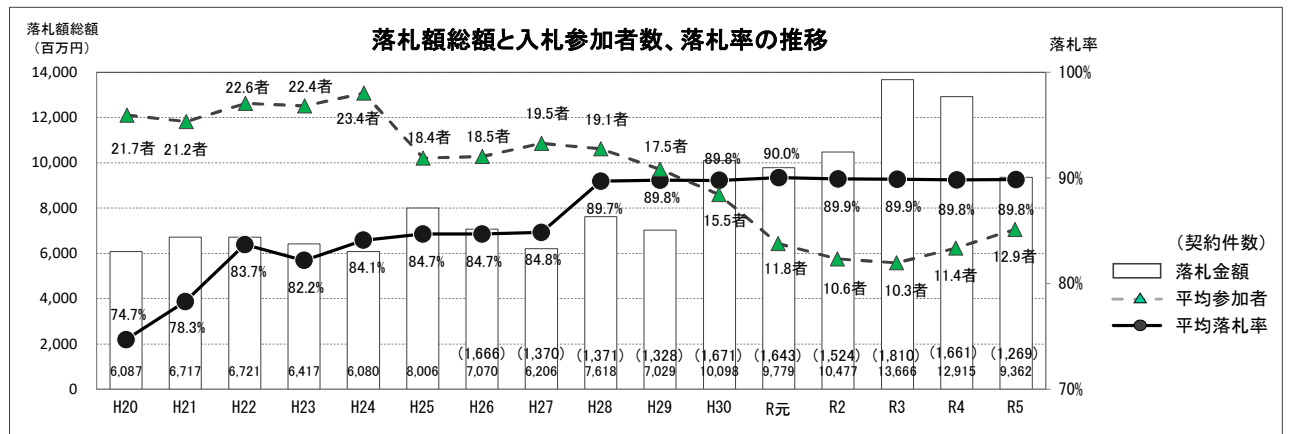
2 委託業務（環境部・農政部・林務部・建設部・企業局）

(1) 月別・年度別の状況

注）集計は、開札日を基準としている。（森林整備を除く）

区 分		開札合計 (件)	不調 (応札なし)	不落	契約	平均参加者数(者)	平均落札率(%)
令和4年度	4月	94	3	0	91	9.5	89.6
	5月	60	1	0	59	10.4	90.1
	6月	147	0	0	147	10.6	89.6
	7月	200	4	1	195	12.5	89.8
	8月	132	2	1	129	12.8	90.2
	9月	159	1	1	157	11.2	89.8
	10月	160	1	1	158	11.4	89.8
	11月	118	0	0	118	11.5	89.9
	12月	108	0	2	106	9.9	89.7
	1月	148	0	0	148	11.3	89.8
	2月	216	1	0	215	12.3	89.7
	3月	138	0	0	138	10.9	89.8
	合 計		1,680	13	6	1,661	11.4
令和5年度	4月	64	0	0	64	12.4	90.0
	5月	30	0	0	30	8.0	88.8
	6月	120	1	0	119	12.7	89.6
	7月	159	0	0	159	13.3	89.8
	8月	153	2	2	149	11.2	89.7
	9月	116	3	1	112	11.7	89.8
	10月	121	2	0	119	13.9	89.9
	11月	98	1	0	97	12.3	90.4
	12月	86	1	0	85	13.6	90.0
	1月	84	0	0	84	12.8	89.7
	2月	136	0	0	136	14.6	89.9
	3月	115	0	0	115	14.0	89.8
	合 計		1,282	10	3	1,269	12.9
令和6年度	4月	45	0	0	45	13.2	90.0

(2) 近年の入札状況



II 総合評価落札方式の状況（令和6年3月末現在）

（単位：件）

区分		平成16～令和元年度 (～H20試行)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	備 考
工 事	技術等提案型	63	2	2	3	4	技術等提案Ⅱ型含む
	簡易型	7,464	772	535	509	501	
	簡易Ⅱ型	213	71	113	130	138	
	地域貢献等	35	153	229	266	267	R1.8以降実施
	計	7,775	998	879	908	910	
委 託 業 務	技術等提案型	74	0	0	5	1	技術等提案Ⅱ型含む
	簡易型	3,939	579	748	776	573	
	簡易Ⅱ型	915	297	338	307	284	
	計	4,928	876	1,086	1,088	858	
合計		12,703	1,874	1,965	1,996	1,768	

建設工事入札参加資格審査に係る加点項目の見直し

建設部技術管理室

長野県の発注する建設工事業務の競争入札に参加する者に必要な資格の審査基準について、契約審議会での審議並びにパブリックコメント（令和6年1月31日～3月1日）を経て、下記のように見直します。

I 加点項目の見直し案（R7・8・9年度資格申請審査の案）

(1) 新規／変更項目

区分	変更内容	理由
新規 (ICT)	国及び県発注の「ICT 活用工事实績」への加点 【1件5点、最大15点】	建設工事におけるICT活用のすそ野を広げ、県内の建設DXを推進するため。
変更 (ワーク・ライフ・バランス)	「職場いきいきアドバンスカンパニー認証」の加点拡大 【7点→最大15点】	認証制度拡充(R3.10)へ対応し、誰もが働きやすい環境整備を促進するため。
変更 (週休二日等休日制度)	「4週5休」及び「4週6休」を加点から除外、「4週8休」の加点拡大 【10点→15点】	若年入職者の増加に向けた環境整備を促進するため。
新規／変更 (環境配慮)	・「事業活動温暖化対策計画書」の提出への加点(10点) ・ISO14001、エコアクション21又は地域版環境プログラム(南信州いいむす21など)の認証登録(7点)への加点 【最大10点→最大17点】	「長野県脱炭素社会づくり条例(R2.10施行)」が目指す「2050年度までのゼロカーボン達成」に向けた県の取組を推進するため。

(2) 削除項目

内容	理由
「県新技術・新工法活用支援事業の登録」及び「NETIS評価情報登録」	新技術の活用が業界に浸透したことを受け、県の新技術・新工法活用支援事業が平成29年度に終了している。技術登録から技術活用へと移っている時流を踏まえ、項目から削除する。
建設キャリアアップシステム(CCUS)導入	R5.1から経営事項審査の加点対象となったため。
次世代育成法に基づく事業主行動計画の策定	次世代育成法に基づく認定制度がR5.1から経営事項審査の加点対象となったため。
合併	過剰供給構造による倒産等の技術力減退を防ぐ目的は果たしたと考えられるため。

2 参考

(1) 加点名称の変更

変更内容	理由
「新客観点数」から「信州企業評価項目」に変更	入札参加申請システムの構築により、建設・森林・物品等業務に関する申請窓口を一本化する（R6）にあたり、申請者の混乱を防ぐため、加点名称を統一する。

(2) 建設工事入札参加資格の要件・資格総合点数等

資格申請要件	<ul style="list-style-type: none"> ● 建設業法の規定による建設業許可を受けていること ● 建設業法に規定する「経営事項審査」についての「総合評定値の通知」の請求をしていること ● 直前2年間の各事業年度に完成工事高があること ● 県税並びに消費税及び地方消費税に未納がないこと。また、個人にあっては、個人の市町村・県民税(住民税)に未納がないこと ● 暴力団員又は暴力団関係者でないこと ● 社会保険に加入していること
資格総合点数	申請業種ごとに経営事項審査の総合評定値と長野県内本店企業に限り「信州企業評価項目（旧：新客観点数）」について加点した資格総合点数を算出し、受注可能な請負工事設計金額を区分する「格付け」を実施
信州企業評価項目の考え方	契約に関する条例を踏まえ、以下の点に配慮して設定 <ul style="list-style-type: none"> ● 県の施策と合致するもの ● 経営事項審査と重複しないもの ● 該当者が極端に多く（又は少なく）ないもの ● 申請者が客観的かつ簡易な書類で証明し得るもの ● 一過性でない（継続的な）もの

■資格総合点数のイメージ

【資格総合点数(A+B)】	
【A:信州企業評価項目】 基準:長野県独自 対象:長野県内業者(希望者)	県内に本店を有する業者を対象に、工事成績、雇用環境の整備、地域貢献などの実績等に対し加点するもの（現在の「新客観点数」にあたるもの）
【B:経営事項審査の総合評定値】 基準:全国一律 対象:公共工事受注者(義務)	建設業法に基づき、国土交通大臣または都道府県知事が建設業者の経営規模、施工能力、財務内容、社会性などの事項を審査するもの

令和7・8・9年度の建設工事入札参加資格審査に係る加点項目の見直し（案）

最大加点（経営事項審査の総合評定値25%以内）：【土・と・舗】356点、【他】203点

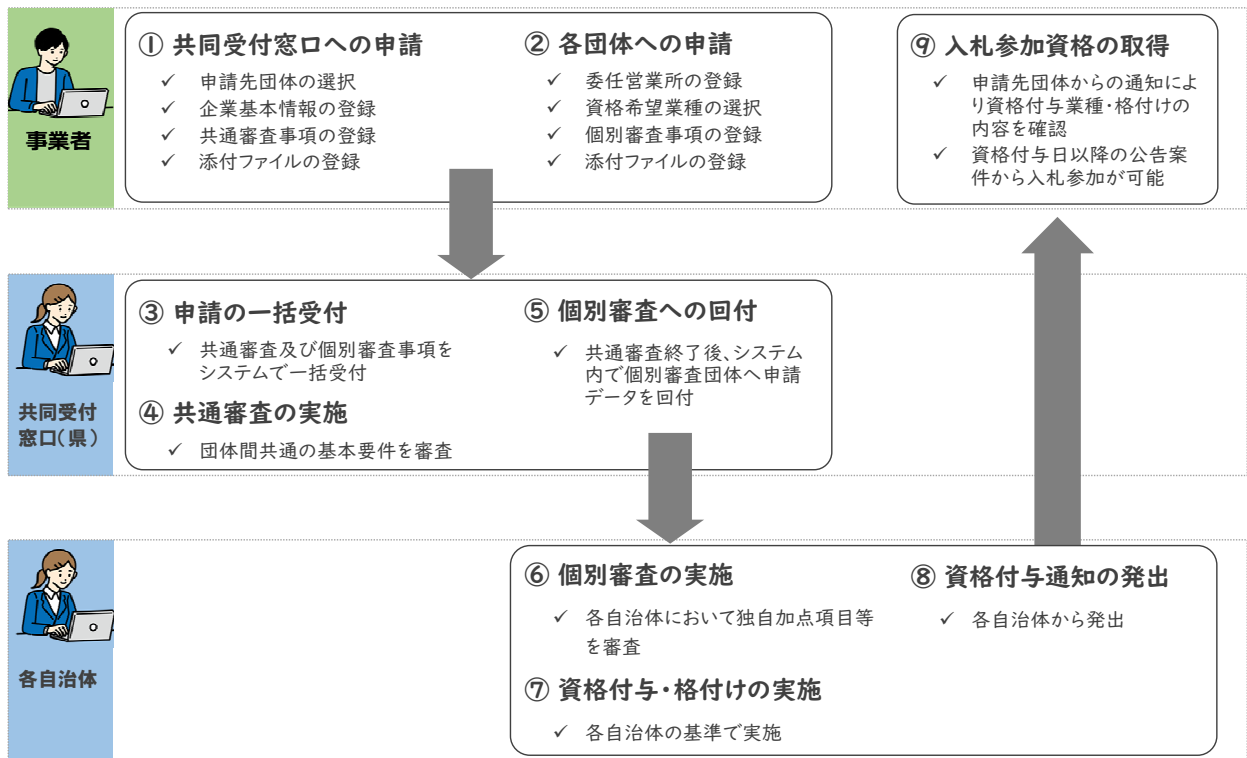
技術力	工事成績	基準日直前3年間の「土・と・舗」の3業種に係る工事の平均点に応じ、次のとおり加（減）点する。加（減）点 = (平均点 - 65点) × 3.5	
	優良工事等表彰	基準日直前4年間において、国又は長野県による企業表彰であって、優良工事表彰、優良技術者表彰及び安全衛生表彰等の対象となった場合、表彰1回につき10点（最大30点）	
	民間資格	基準日において、資格申請業種に経審に反映されない資格を有する技術者1名に対し当該資格の級に関係なく1点（最大30点）	
	ICT	<u>基準日直前2年間のICT活用工事实績（国及び県発注工事）1件につき5点（最大15点）</u>	新規
雇用環境	休業制度・実績	基準日直前4年間において、育児又は介護休業を20日以上取得した実績がある場合5点（取得者に男性含む場合、更に+5点）	
	ワーク・ライフ・バランス	・基準日において、「社員の子育て応援宣言」登録企業となっている場合3点 ・「職場いきいきアドバンスカンパニー」 <u>認証毎に5点加点（Aワークライフバランスコース、Bダイバーシティコース、Cネクストジェネレーションコース）</u> （最大15点）	変更
	労働安全衛生	基準日において、次のいずれかを取得している場合15点（ISO45001、COHSMS（NEW COHSMS、CompactCOHSMS）） 基準日を含む年度の前年度において、建設業労働災害防止協会長野県支部での活動企業5点	
	若年者雇用	基準日直前4年間における新規学卒者の社員採用がある場合5点。なお、採用した社員に技術職がいる場合、+10点※該当者が2人以上いても重複加点はしない。	
	女性活躍	基準日において、主任技術者となる資格を有する女性技術者を雇用している場合5点	
	障がい者雇用	・基準日直前の6月1日において、法定雇用率達成者10点 ・基準日において雇用義務のない者が障がい者を雇用した場合10点	
	雇用維持・安定雇用	基準日において、技能労働者のうち月給制により支払いを行っている場合、割合により加算（50%以上80未満：6点、80%以上：10点）	
	週休二日等休日制度	基準日において、「週休二日」等の休日に関する制度が就業規則に規定されている場合に加点（ <u>4週8休：15点</u> ）	変更
社会的責任・貢献	環境配慮	・基準日において、 <u>事業活動温暖化対策計画書を策定している場合10点</u> （義務者を除く） ・基準日において、 <u>ISO14001</u> 、エコアクション21又は地域版環境プログラム（南信州いいむす21等）の認証登録を受けている場合7点 <u>【上記2項目で最大17点】</u>	変更
	産業廃棄物	基準日において、長野県産業廃棄物3R実践協定を締結している場合10点	
	SDGs	<u>基準日</u> において、長野県SDGs推進企業登録制度に登録している場合10点	
	防災	基準日において、消防団協力事業所表示制度の登録企業の場合10点、また、長野県消防団協力事業所等知事表彰を受賞している場合は更に5点加点	
	協力雇用主	基準日において、刑務所出所者等を雇用する「協力雇用主」として登録している場合3点	
	入札参加停止	基準日直前2年間における停止月数 × (-10) 点 ※建設業法による監督処分に伴い、客観点数で減点された場合を除く。	

【参考】令和4・5・6年度の建設工事入札参加資格審査に係る加点項目

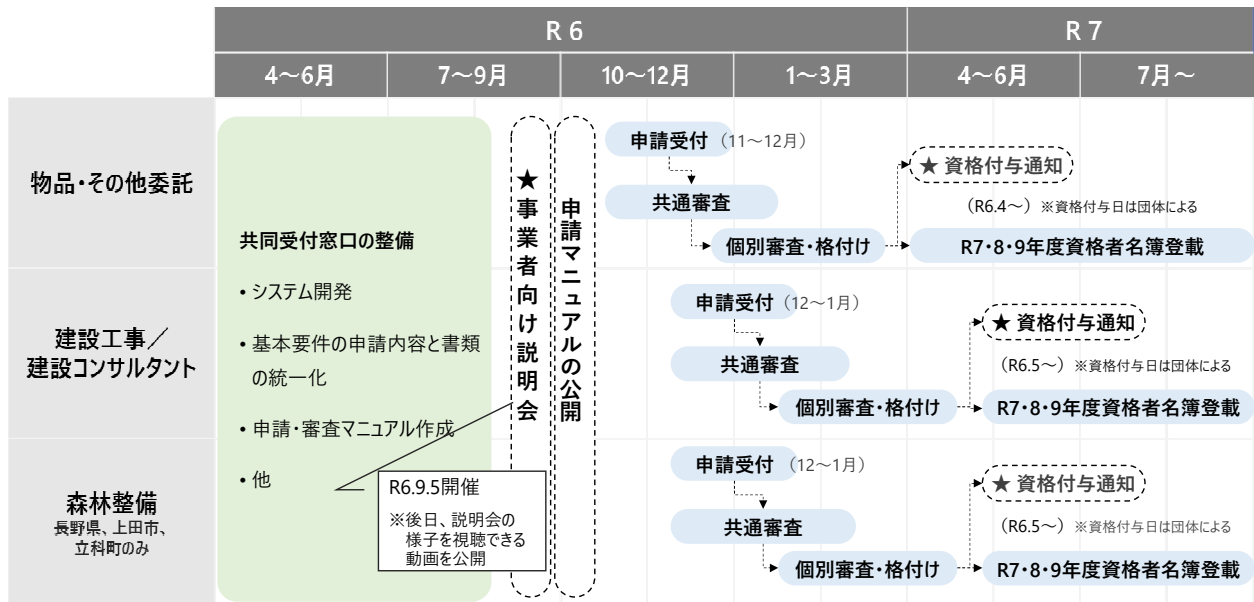
最大加点（経営事項審査の総合評定値25%以内）：【土・と・舗】405点、【他】253点

工事成績	工事成績	基準日直前3年間の「土・と・舗」の3業種に係る工事の平均点に応じ、次のとおり加（減）点する。加（減）点 = (平均点 - 65点) × 3.5	
	優良工事表彰	基準日直前4年間において、国又は長野県による企業表彰であって、優良工事表彰、優良技術者表彰及び安全衛生表彰等の対象となった場合、表彰1回につき10点（最大30点）	
技術力	民間資格	基準日において、資格申請業種に経審に反映されない資格を有する技術者1名に対し当該資格の級に関係なく1点（最大30点）	
	新技術登録	基準日において、県新技術・新工法活用支援事業の登録がある者又はNETIS評価情報登録が確認できる者に加点（1技術につき5点、NETIS申請情報登録は同3点）	削
	入札参加停止	基準日直前2年間における停止月数 × (-10) 点 ※建設業法による監督処分に伴い、客観点数で減点された場合を除く。	
経営意欲	労働環境	基準日直前4年間において、育児又は介護休業を20日以上取得した実績がある場合5点（取得者に男性含む場合、更に+5点） ・基準日において、「社員の子育て応援宣言！」登録企業となっている場合3点 ・「職場いきいきアドバンスカンパニー」の認証企業の場合は更に7点を加点	
		基準日において、次のいずれかを取得している場合15点（ISO45001、COHSMS（NEW COHSMS、CompactCOHSMS））	
		基準日を含む年度の前年度において、建設業労働災害防止協会長野県支部での活動企業5点	
		基準日直前4年間における新規学卒者の社員採用がある場合5点。なお、採用した社員に技術職がいる場合、+10点※該当者が2人以上いても重複加点はしない。	
		基準日において、主任技術者となる資格を有する女性技術者を雇用している場合5点	
	環境配慮	基準日において、技能労働者のうち月給制により支払いを行っている場合、割合により加算（50%以上80未満：6点、80%以上：10点）	
		基準日において、建設キャリアアップシステム（CCUS）を導入している場合（事業者登録：10点、登録技能労働者割合により加点：最大5点）	削
		基準日において、従業員100人以下の企業が次世代育成法に基づく事業主行動計画の策定し、かつ育児・介護休業法に規定する休業等制度を就業規則に規定している場合10点	削
		基準日において、「週休二日」等の休業制度が就業規則に規定されている場合、区分に応じて加点（4週5休：3点、4週6休：5点、4週8休：10点）	
	合併	基準日直前5年間において、県建設工事入札参加資格を有する建設企業と合併が行われた場合50点（営業譲渡は除く）	削
SDGs	申請日において、長野県SDGs推進企業登録制度に登録している場合10点		
地域貢献	地域貢献	基準日において、消防団協力事業所表示制度の登録企業の場合10点、また、長野県消防団協力事業所等知事表彰を受賞している場合は更に5点加点 基準日において、刑務所出所者等を雇用する「協力雇用主」として登録している場合3点	
	労働福祉	基準日直前の6月1日において、障害者法定雇用率を達成している場合10点、基準日において雇用義務のない者が障がい者を雇用した場合10点	

共同受付窓口設置後の申請から資格取得までの流れ



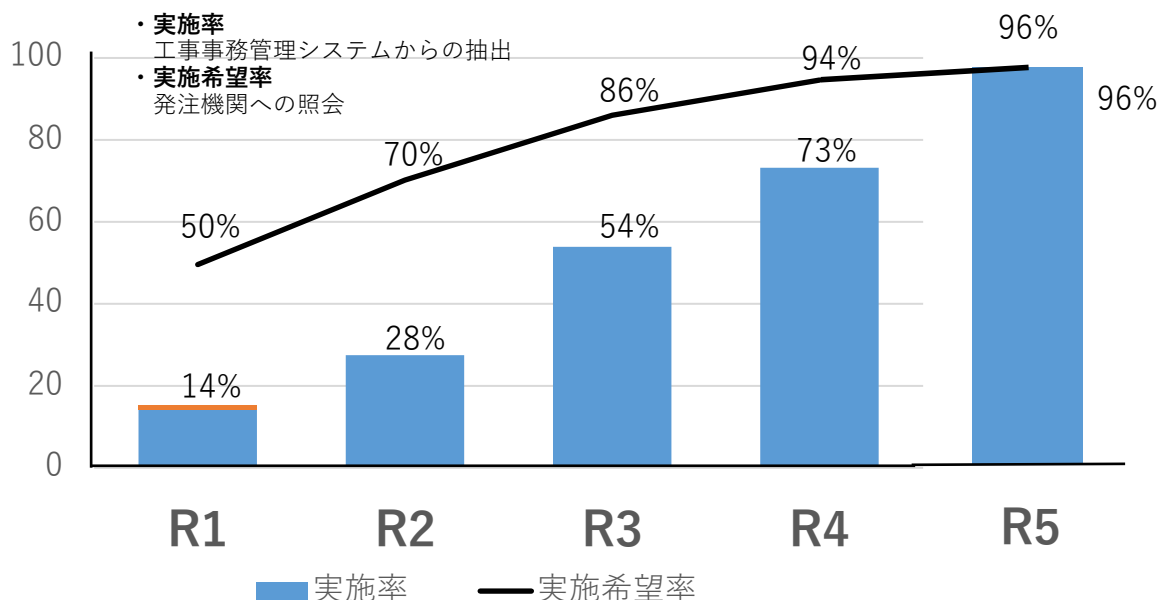
共同受付及び資格付与のスケジュール



建設部の週休2日工事の実施状況について (R6.3 未現在)

長野県建設部技術管理室

1 実施状況の推移 (施工者希望型) 令和6年3月末現在



※実施率は、分母の数値が当該年度公告案件、或いは当該年度竣工案件など集計条件が異なる場合があるため公表資料によって数字が多少異なる場合があります。

2 実施状況の推移 (発注者指定型)

発注者指定型工事：R1年度16件、R2年度8件、R3年度5件、R5年度429件

3 週休2日工事の主な取組の推移

- 平成30年4月 ・施工者希望型導入
- ・4週8休の場合、変更で経費補正、工事成績点加点
- 平成31年4月 ・4週6休、4週7休についても変更で経費補正
- ・4週8休以上の場合、履行実績証明を発行
- 令和元年 9月 ・発注者指定型導入 (当初から経費補正)
- 令和2年 4月 ・災害復旧工事も施工者希望型の対象とする
- ・補正係数の改定
- 令和2年 9月 ・週休2日工事の実績企業・技術者に総合評価の加点を実施
- 令和2年10月 ・施工者希望型も当初から経費補正
- 令和3年 4月 ・市場単価も経費補正の対象
- 令和5年10月 ・原則発注者指定型による発注に移行
- 令和6年 4月 ・発注者指定型を原則 (施工者希望型を廃止)
- 令和6年10月 ・月単位の週休2日工事に移行予定

4 希望したが実施できなかった主な理由 (R5工事)

- ・舗装補修工事現場施工期間が短いため
- ・天候の状況等により休日の作業が必要になったため
- ・資材等の確保が難航したため

週休2日工事の取り扱いについて

令和6年度国土交通省工事・業務の積算基準等の改定に伴い、週休2日工事の取り扱いについて下記のとおり予定しています。

1 国の改定

- ・令和6年度から原則月単位の週休2日工事（本官工事は発注者指定、分任官工事は受注者希望）
- ・工期全体で週休2日を標準化するため、これまでの週休2日の補正係数を以下のとおり見直し

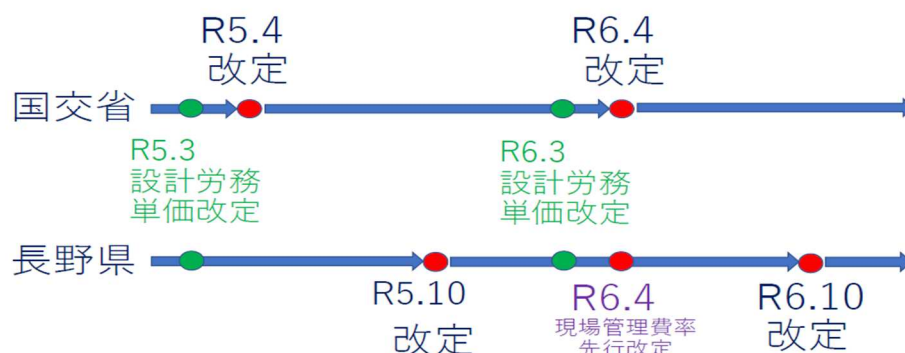
補正係数	工期全体（通期）の週休2日	月単位の週休2日
R 5	労務費：1.05	柔軟な休日の設定や 経費補正の修正を検討
	機械経費（賃料）：1.04	
	共通仮設費：1.04	
	現場管理費：1.06	
R 6	労務費：1.02	労務費：1.04
	機械経費（賃料）：1.02	機械経費（賃料）：1.02
	共通仮設費：1.02	共通仮設費：1.03
	現場管理費：1.03	現場管理費：1.05
R 7以降	—	実施状況等を踏まえ数値を検討

R 5と比べ、補正係数が1～2%低減されていることから、R 6設計労務単価に時間外労働の上限規制に対応するために必要な費用を反映、現場管理費率の改定（約1%増）に加えて、歩掛見直しにより総合的に割り増しているという考え方（R 7以降の数値は実施状況を踏まえ検討）。併せて、成績評定による加点・書類作成負担減等をセットで適用される。

2 長野県建設部発注工事の予定

- ・現場管理費率の増、労務単価改定は実施済
- ・週休2日補正率は令和6年10月の歩掛改定にあわせ国と同じに改定予定

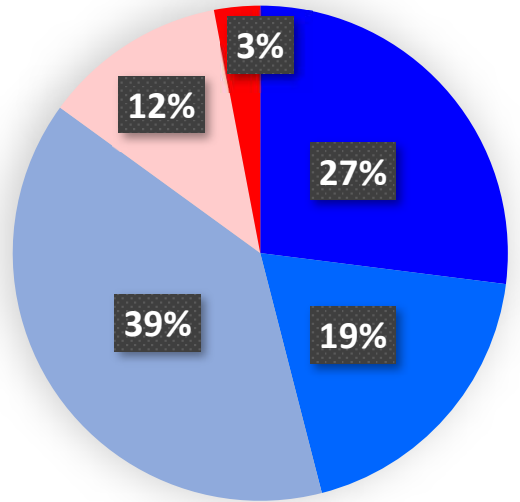
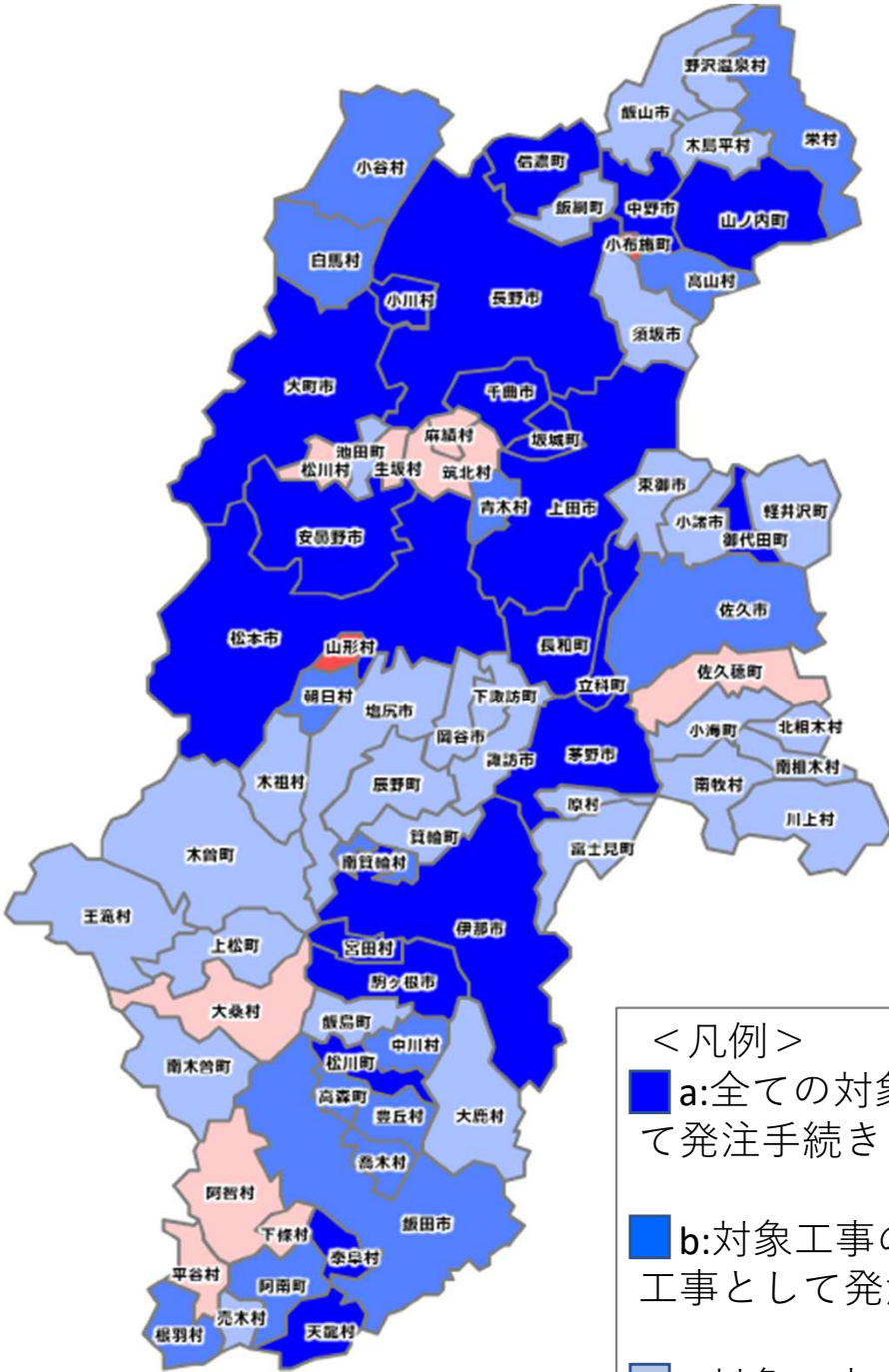
積算基準及び標準歩掛等の改定時期



市町村における週休2日工事の実施状況

(2024年度の実施見込み)

関東ブロック協議会資料より



<凡例>

- a:全ての対象工事を、週休2日制対象工事として発注手続きを実施している。(21市町村)
- b:対象工事の半数程度以上を、週休2日制対象工事として発注手続きをしている。(15市町村)
- c:対象工事の一部(半数未満)を、週休2日制対象工事として発注手続きをしている(30市町村)
- d:週休2日制対象工事を導入していないが、導入に向けて検討を実施している(概ね1年以内に試行を実施する予定)(9町村)
- e:週休2日制対象工事を導入しておらず、導入に向けた検討も実施していない。(2町村)

対象工事：全工事から災害復旧工事等を除いたもの

BIM/CIM の推進について

長野県建設部技術管理室

建設産業の生産性向上や魅力の創出による担い手確保のため、引き続き BIM/CIM の推進に取り組めます。

1 BIM/CIM 活用業務・工事の実績(予定含)状況

令和 5 年度 BIM/CIM 活用実施件数

事務所名	R2		R3		R4		R5		R6	実績 (R2~R5)	R5.12月末 現在			
	件数	件数	うち繰越	件数	うち繰越	件数	うち繰越	予定	件数		うち繰越	予定	実績 (R2~R5)	
佐久	1	2	1	1	0	5	3	0	9					
上田	14	8	7	3	2	1	1	0	26					
諏訪	1	1	0	0	0	6	4	1	8					
伊那	0	4	3	1	1	4	0	2	9					
飯田	2	43	7	10	3	3	0	1	58					
南部	0	13	9	4	4	2	0	0	19					
松川ダム	0	1	0	0	0	0	0	0	1					
木曾	0	4	2	4	1	2	1	1	10					
松本	0	4	1	6	2	5	1	4	15					
合計	29	124	54	75	40	48	23	21	276					

※太枠をR5の取組数としてカウント

3 BIM/CIM 適用の実施方針

- ・ 令和 5 年 10 月～長野県建設部の実施方針を策定
- ・ 義務項目は大規模事業や条件・形状が特殊な構造物の工事での活用を基本とする。
- ・ 設計等の前段階で 3 次元モデルを作成している場合に実施する。
- ・ 3 次元モデル作成に必要な経費（3 次元モデルの作成、ソフトウェアの調達等）は受注者からの見積もりにより計上する。
- ・ 実施内容及び費用については受発注者間で事前協議をし、発注者が必要と認めるものだけに限り費用計上の対象とする。
- ・ BIM/CIM を実施した工事は「取組説明資料（パワポ A4）」の作成、提出する。

4 信州 BIM/CIM 協議会の取り組み（令和 5 年度）

- ・ 建設業協会から 8 名参加
- ・ トークライブ 全 22 回開催（1～2 回/月）
- ・ 地質部会、建設部会、データ活用部会、測量・設計部会 各 1 回開催
- ・ 令和 6 年 3 月 21 日 実務者会議、総会開催

5 今後の取り組み予定

- ・ 信州 BIM/CIM 協議会の継続
- ・ BIM/CIM ハンズオン研修の実施（令和 6 年度下半期予定）
- ・ BIM/CIM 取り組み事例の収集

建設産業における担い手確保・育成と生産性の向上について

施策の視点	事業・取組	R4年度	R5年度	R6年度
		実績	実績	実施予定
担い手の確保・育成	人材の確保 【就労促進】 ・建設系学科高校生を対象とした就労促進事業 ・建設技術実践プロジェクト事業 ・2級土木・建築施工管理技士・測量士補試験準備講座 受講者の合格率 ・建設現場への中学校職場体験学習の受入 ・小中学生及びその保護者向け現場見学会 ・首都圏等の大学生向け合同企業説明会 ・木造建築物の担い手確保に向けた啓発事業 【週休二日】 ・入札参加資格で加点 ・週休2日工事の拡大実施 実施工事数(割合) ・週休2日の確保を評価する入札(総合評価 R2年9月～) 【労働環境・処遇改善】 ・現場環境の改善(快適トイレ、更衣室等)、誰もが働きやすい現場環境づくりモデル工事(R5.7～試行) ・公共工事設計労務単価の改定(県内主要8職種単純平均) ・建設キャリアアップシステム(CCUS)の登録促進 登録状況※1 ・CCUSの活用を評価する入札(総合評価) R2～ ・CCUSの登録を新客観点数の加点項目(入札資格)R4～	12校(1,933人) 4校(51人) 6会場(86人) (土木3,建築1,測量2) 土木39.2% 建築25.8%	14校(2,066人) 5校(84人) 7会場(132人) (土木3,建築2,測量2) 土木24.1% 建築62.0%	14校 5校 7会場 (土木3,建築2,測量2) 目標70%
	・4中学校(270人) — — 7校 18ヶ所 535人	4中学校(230人) — — 7校 14ヶ所 376人	1市2村(4中学校) 2回 1回 25ヶ所	
	・1,082者 加点 1,985件(97.1%) 469件	1,080者 加点(R5.11) 発注者指定型を基本 (R5.10.1～) 419件	継続 発注者指定型を基本 継続	
	・現場点検実施(5現場) 快適T 132件 23,175円(R5.3) 2,754業者(36.6%) 590件 512業者	現場点検実施(4現場) モデル工事(32現場) 24,463円(R6.3) 3,298業者(43.9%) 512件 512業者(R5.11)	現場点検実施(4現場) モデル工事(80現場) 継続 継続 継続 継続	
	・担当した技術者の名前を刻もうプロジェクト ・優良技術者表彰 一般部門 ・ " 若手部門 ・若手技術者の配置を総合評価で加点評価	2件 70人 26人 20件	2件 75人 23人 26件	継続 継続(委託は87点以上) 継続(委託は87点以上) 女性技術者へも拡大
	経営環境の安定 ・失格基準等、低入札価格調査の改善 ・適正な工期設定 ・適時適切な設計金額の算定	低入札価格調査87件 継続 実勢価格変動時改定	77件 工程表明示 に向けた取組 単価の毎月改定	継続 工程表明示 に向けた取組 単価の毎月改定
	平準化 ・ゼロ県債の活用 ・債務負担行為の活用 ・早期契約制度、フレックス工期の活用 ・平準化率※2	14億円を設定 864億円(実績) 工事 335件 0.95	23億円を設定 960億円(実績) 工事 319件 —	継続 継続 継続 継続
生産性の向上	・ICT活用工事の実施拡大 ・ICT活用工事を評価する入札(総合評価 R2年9月～)	12工種に拡大 165件 224件	15工種に拡大 270件 64件(上半期)	継続 (通年300件) 継続
	・建設工事及び地質調査業務での遠隔臨場の実施(試行) (受注者の遠隔臨場活用機会の創出)	33件	25件 地質調査業務試行開始	150件
	・BIM/CIMの実施拡大 ・BIM/CIM活用事業(取組件数) ・建設DX職員向け講習会 ・BIM/CIMハンズオン講習会	実務者会議・部会・ 現場見学会・総会 105件 — —	会議・部会・ 現場見学会等実施 88件 — —	会議・部会・ 現場見学会等実施 推進 5回 1回
	規格の標準化 ・コンクリート規格の標準化等による省力化	継続	継続	継続
その他	長野県建設産業担い手確保・育成地域連携ネットワーク会議	3月開催 (書面開催)	7月24日開催	7月開催予定
	工事書類の簡素化・標準化の取組	ガイドラインの点検	<簡素化>検討・調整 <標準化>市町村の 状況・意向確認	<簡素化>R6.4改定 <標準化>検討・調整

※1 (一財)建設業振興基金の建設キャリアアップシステム公開事業者情報の検索結果より(R4はR4.11.30時点時点、R5はR6.3.31時点)

※2 平準化率=(4～6月の工事平均稼働件数) / (年度の工事平均稼働件数)

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、**担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化**を目的に、**担い手3法を改正**

参考資料

		議員立法 公共工事品質確保法等の改正	政府提出 建設業法・公共工事入札適正化法の改正
担い手確保	処遇改善	<ul style="list-style-type: none"> ● 賃金支払いの実態の把握、必要な施策 ● 能力に応じた処遇 ● 多様な人材の雇用管理の改善 	<ul style="list-style-type: none"> ● 標準労務費の確保と行き渡り ● 建設業者による処遇確保
	価格転嫁 (労務費へのしわ寄せ防止)	<ul style="list-style-type: none"> ● スライド条項の適切な活用（変更契約） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 資材高騰分等の転嫁円滑化 <ul style="list-style-type: none"> - 契約書記載事項 - 受注者の申出、誠実協議
	働き方改革 ・環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 休日確保の促進 ● 学校との連携・広報 ● 災害等の特別な事情を踏まえた予定価格 ● 測量資格の柔軟化【測量法改正】 	<ul style="list-style-type: none"> ● 工期ダンピング防止の強化 ● 工期変更の円滑化
生産性向上	<ul style="list-style-type: none"> ● ICT活用（データ活用・データ引継ぎ） ● 新技術の予定価格への反映・活用 ● 技術開発の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ● ICT指針、現場管理の効率化 ● 現場技術者の配置合理化 	
地域における対応力強化	地域建設業等の維持	<ul style="list-style-type: none"> ● 適切な入札条件等による発注 ● 災害対応力の強化（JV方式・労災保険加入） 	<p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 公共工事品質確保法等の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・公共工事を対象に、よりよい取組を促進（トップアップ） ・誘導的手法（理念、責務規定） ◇ 建設業法・公共工事入札適正化法の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・民間工事を含め最低ルールの底上げ（ボトムアップ） ・規制的手法など
	公共発注体制強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 発注担当職員の育成 ● 広域的な維持管理 ● 国からの助言・勧告【入契法改正】19 	

公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律

概要

令和6年6月12日成立
令和6年6月19日公布・施行※
(測量法改正の7年4月施行部分を除く。)

背景・必要性

※公共工事の品質確保の促進に関する法律（H17法18）、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律（H12法127）及び測量法（S24法188）の改正

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けるため、以下の喫緊の課題の解消に取り組む必要

担い手確保

働き方改革・処遇改善の推進、適切な価格転嫁

地域建設業等の維持

適切な入札条件での発注、災害対応力の強化

生産性向上

新技術の活用促進、技術開発推進

公共工事等の発注体制の強化

これらの課題に対し、**公共工事から取組を加速化・牽引**することで、**将来にわたる公共工事の品質確保・持続可能な建設業等を実現**

改正の概要

1. 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

休日の確保の推進（基本理念・国・地方公共団体・受注者）

- ・国が実態を把握・公表し、施策の策定・実施
- ・自治体内の関係部局が連携した平準化の促進

処遇改善の推進（国・発注者・受注者）

- ・労務費・賃金の支払実態を国が把握・公表し、施策を策定・実施
- ・能力に応じた適切な処遇の確保
- ・適切な価格転嫁対策※による労務費へのしわ寄せ防止

※ スライド条項の設定、運用基準の策定、適切な代金変更

担い手確保のための環境整備（国・地方公共団体・受注者）

- ・担い手の中長期的な育成・確保に必要な措置※の実施
- ※ 訓練法人支援、学校と業界の連携、外国人など多様な人材確保
- ・品質確保や担い手の活動につき国民の関心を深める広報活動
- ・担い手確保に留意した調査等に係る資格等の評価・運用の検討

4. 公共工事の発注体制の強化

発注者への支援充実（国・地方公共団体）

- ・発注職員の育成支援、発注事務の実態把握・助言
- ・維持管理を広域的に行うための連携体制構築

入札契約の適正化に係る実効確保（国）

- ・国が定める入札契約適正化指針の記載事項に「発注体制の整備」を追加
- ・指針に即した措置の実施を発注者に助言・勧告

2. 地域建設業等の維持に向けた環境整備

適切な入札条件等での発注の推進（発注者）

- ・地域の実情を踏まえた適切な条件・発注規模等による発注等

災害対応力の強化（受注者・発注者）

- ・災害対応経験者による被害把握
- ・技術力ある業者と地域の業者が連携した迅速復旧、技術移転等
- ・災害工事での労災保険契約の締結促進、予定価格への反映

3. 新技術の活用等による生産性向上

新技術の活用・脱炭素化の促進（基本理念・発注者）

- ・調査等や発注から維持管理までのICT活用（データの活用、データ引継等）
- ・脱炭素化の促進・新技術活用の適切な評価、予定価格への反映

技術開発の推進（国）

- ・技術開発の継続的な推進、民間事業者間の連携促進

測量業の担い手確保

・測量士等の確保（養成施設や資格に係る要件の柔軟化、20資格の在り方の検討規定） ・測量業の登録に係る暴力団排除規定 等

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(概要)

令和6年6月14日公布

背景・必要性

- 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長い⁽¹⁾ため、担い手の確保が困難。
- (参考1) 建設業の賃金と労働時間

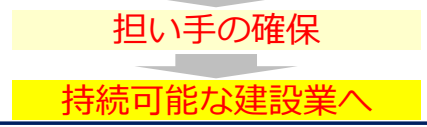
建設業*	417万円/年	2,022時間/年
全産業	494万円/年	1,954時間/年

 (▲15.6%) (+3.5%)
- (参考2) 建設業就業者数と全産業に占める割合()内

[H9]	685万人 (10.4%)
[R4]	479万人 (7.1%)

 出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出
- 建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、**処遇改善、働き方改革、生産性向上**に取り組む必要。

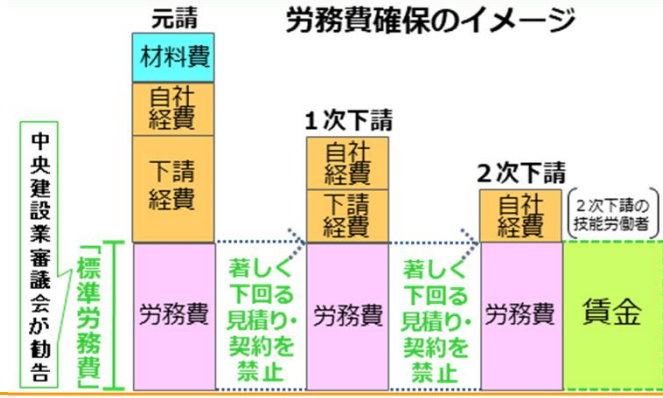
処遇改善	賃金の引上げ
労務費へのしわ寄せ防止	資材高騰分の転嫁
働き方改革	労働時間の適正化
生産性向上	現場管理の効率化



概要

1. 労働者の処遇改善

- 労働者の**処遇確保**を建設業者に**努力義務化**
 - 国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告
- 標準労務費の勧告**
 - 中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告
- 適正な労務費等の確保と行き渡り**
 - 著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止
 - 国土交通大臣等は、違反発注者に**勧告・公表** (違反建設業者には、現行規定により**指導監督**)
- 原価割れ契約の禁止**を受注者にも導入



2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

- 契約前のルール**
 - 資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象 (リスク) の情報は、受注者から注文者に**提供**するよう**義務化**
 - 資材が高騰した際の**請負代金**等の「**変更方法**」を**契約書記載事項**として**明確化**
- 契約後のルール**
 - 資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「**変更方法**」に従って**契約変更協議**を申し出たときは、注文者は、**誠実に協議**に応じる**努力義務***
 - *公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

3. 働き方改革と生産性向上

- 長時間労働の抑制**
 - 工期ダンピング対策**を強化 (著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止)
- ICTを活用した生産性の向上**
 - 現場技術者に係る**専任義務**を**合理化** (例. 遠隔通信の活用)
 - 国が**現場管理**の「**指針**」を作成 (例. 元下間でデータ共有)
 - 特定建設業者*や公共工事受注者に**効率的な現場管理**を**努力義務化** ※多くの下請業者を使う建設業者
 - 公共工事発注者への**施工体制台帳**の**提出義務**を**合理化** (ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可)



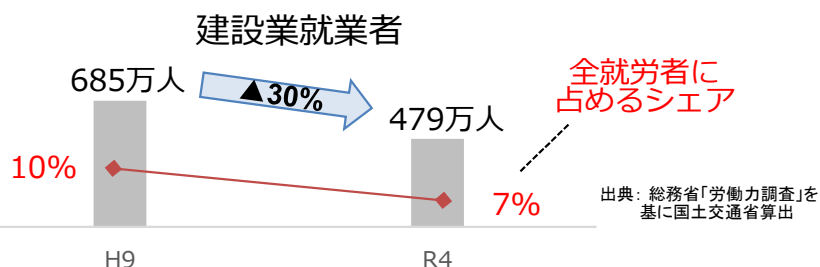
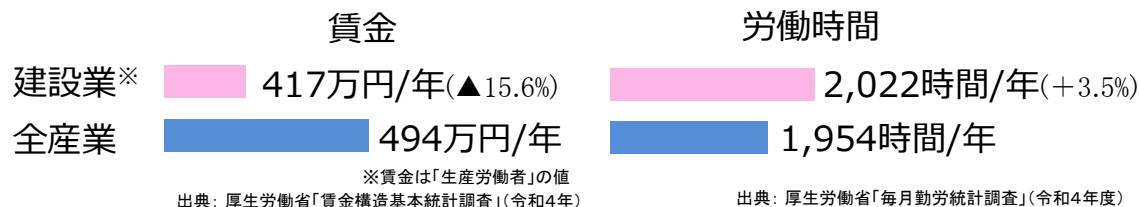
技術者が、カメラ映像を確認し、現場へ指示



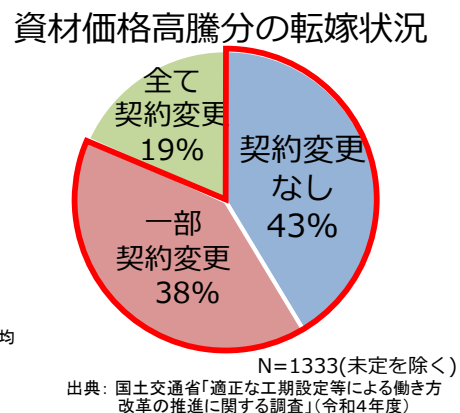
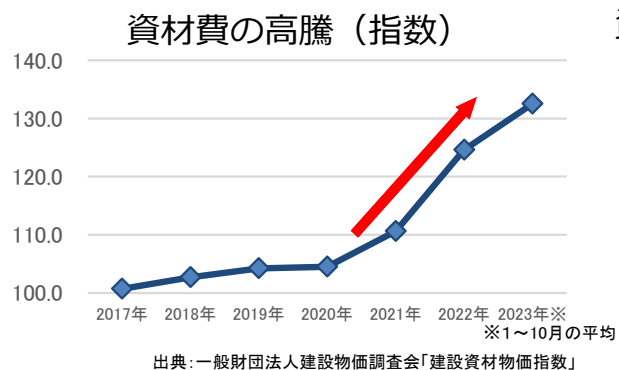
背景

○ 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長い

➡ 担い手の確保が困難



○ 資材高騰分の適切な転嫁が進まず、労務費を圧迫

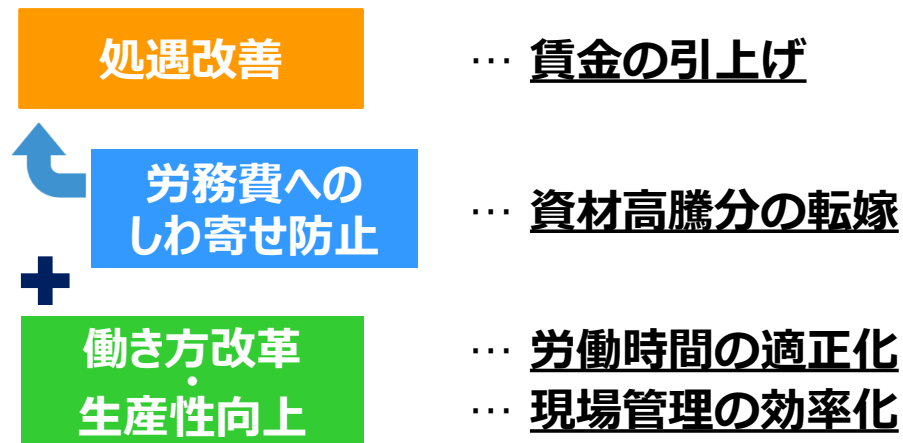


○ 時間外労働の罰則付き上限規制が適用開始



方向性

建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、**処遇改善**、**働き方改革**、**生産性向上**に総合的に取り組む。



就労状況の改善 → 担い手の確保

【「新4K」の実現】
給与がよい
休日がとれる
希望がもてる
+ カッコイイ

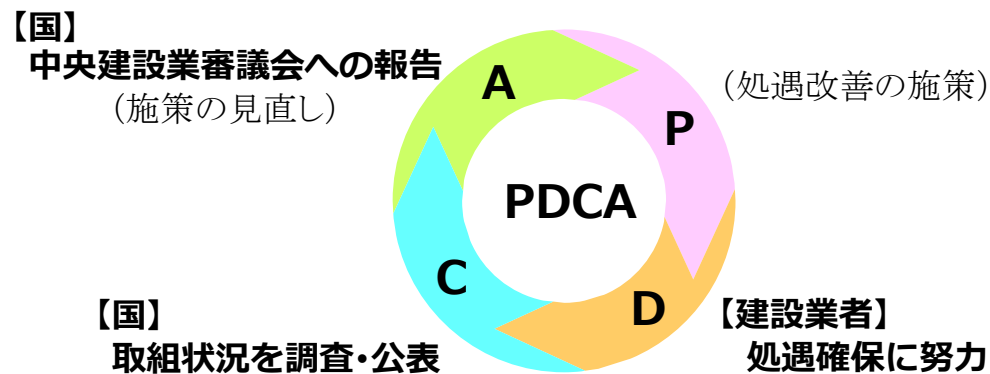
「地域の守り手」として持続可能な建設業へ

1. 処遇改善

(1) 建設業者の責務、取組状況の調査

○ 労働者の**処遇確保**を建設業者に**努力義務化**

➡ 国は、建設業者の取組状況を**調査・公表**、中央建設業審議会に**報告**

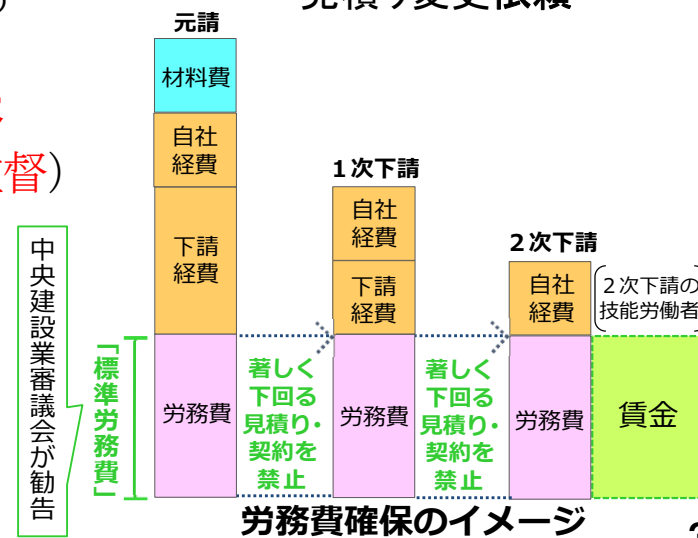
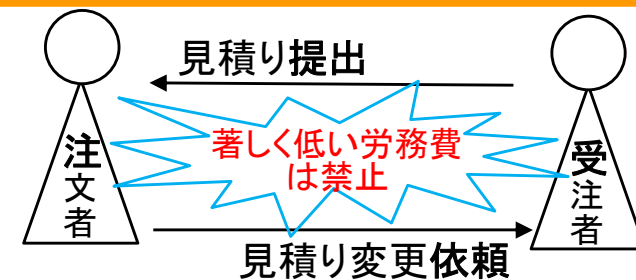


(2) 労務費（賃金原資）の確保と行き渡り

○ 中央建設業審議会が「**労務費の基準**」を作成・**勧告**

○ **著しく低い労務費等**※による見積り提出(受注者)や見積り変更依頼(注文者)を**禁止** ※ 施工に通常必要な労務費等を著しく下回るもの

➡ **違反して契約した発注者**には、国土交通大臣等が**勧告・公表**
(違反して契約した**建設業者**(注文者・受注者とも)には、現規定により、**指導・監督**)



(3) 不当に低い請負代金の禁止

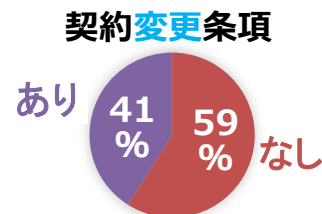
○ **総価での原価割れ契約**を受注者にも**禁止**

(現行) **注文者**は、地位を利用して、原価割れ契約をしてはならない。

2. 資材高騰に伴う労務費のしわ寄せ防止

契約前のルール

○ 資材高騰に伴う**請負代金**等の「**変更方法**」を**契約書の法定記載事項**として明確化



(出典)国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年度)

契約書

第〇条 請負代金の**変更方法**

- ・ 材料価格に著しい変動を生じたときは、受注者は、請負代金額の**変更を請求**できる。
- ・ 変更額は、**協議して定める**。

○ 受注者は、**資材高騰**の「**おそれ情報**」を注文者に**通知**する**義務**



「資材高騰のおそれあり」



資材高騰等が顕在化したとき

契約後のルール

○ 契約前の通知をした**受注者は**、注文者に請負代金等の**変更を協議**できる。

➡ 注文者は、**誠実に協議**に応ずる**努力義務**※

※ 公共発注者は、協議に応ずる**義務**



「変更方法」に従って
請負代金**変更の協議**

誠実な協議に努力



期待される効果

資材高騰分の転嫁協議が円滑化、労務費へのしわ寄せ防止

(1) 働き方改革

① 工期ダンピング※対策を強化

※ 通常必要な工期よりも著しく短い工期による契約
中央建設業審議会が「工期の基準」を作成・勧告

○ 新たに受注者にも禁止

(現行) 注文者は、工期ダンピングを禁止

(参考) 工期不足の場合の対応

1位	作業員の増員	25%	} 4割超
2位	休日出勤	24%	
3位	早出や残業	17%	

(出典) 国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年度)

➡ 違反した建設業者には、指導・監督

② 工期変更の協議円滑化

契約前

○ 受注者は、**資材の入手困難**等の「おそれ情報」を注文者に**通知する義務**

(注) 不可抗力に伴う工期変更は、**契約書の法定記載事項**(現行)

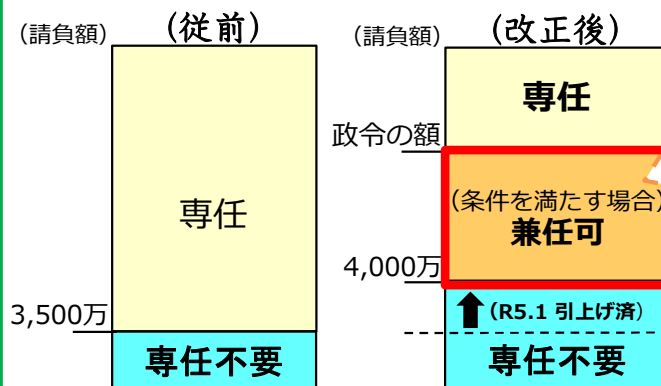
契約後

○ 上記通知をした**受注者は**、注文者に**工期の変更を協議できる**。

➡ 注文者は、**誠実に協議**に応ずる**努力義務**※
※ 公共発注者は、協議に応ずる**義務**

(2) 生産性向上

① 現場技術者の専任義務の合理化



◆ 営業所専任技術者の兼任**不可**

◆ 営業所専任技術者の兼任**可**

(注) 請負額の基準額は、建築一式工事にあつては2倍の額

【主な条件】

- ・ 兼任する現場間移動が容易
- ・ ICTを活用し遠隔からの現場確認が可能
- ・ 兼任する現場数は一定以下

<例> 遠隔施工管理



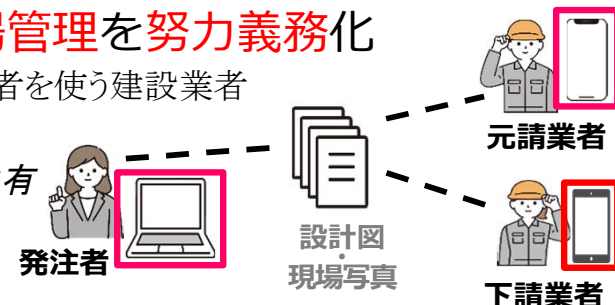
② ICTを活用した現場管理の効率化

○ 国が**現場管理の「指針」**を作成

➡ 特定建設業者※や公共工事受注者に対し、**効率的な現場管理を努力義務化**

※多くの下請け業者を使う建設業者

<例> 元下間のデータ共有



○ 公共発注者への**施工体制台帳の提出義務を合理化**
(ICT活用で確認できれば提出は不要に)

令和6年7月19日
国土交通省関東地方整備局
建政部・企画部

「第三次・担い手3法に関する説明会」の開催について

～本年6月に成立した第三次・担い手3法に関する説明会の参加者を募集します～

今般、持続可能な建設業の実現と、その必要な担い手の確保のため、建設業法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律並びに公共工事の品質確保の促進に関する法律の改正が行われました。これらの改正の内容（概要）について、説明会を開催します。

1. 日 時：令和6年8月30日（金） ①発注者向け説明会 10：00～12：00
②建設業者向け説明会 14：00～16：00
2. 会 場：オンライン方式（Microsoft Teams を利用）
3. 対 象：建設業関係者、建設業団体、行政書士、民間発注者、国の機関、各自治体の発注担当部局、建設業許可部局など
※法人、個人は問いません。建設業関係団体への加盟、非加盟も問いません。
4. 参加申込：事前申込制となります。詳細は別紙をご覧ください。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 茨城県政記者クラブ 栃木県政記者クラブ
刀水クラブ・テレビ記者会 埼玉県政記者クラブ 千葉県政記者会 都庁記者クラブ 神奈川県政記者クラブ
山梨県政記者クラブ 長野県庁会見場・長野市政記者クラブ・長野市政記者会

<問い合わせ先>

関東地方整備局 建政部建設産業第一課 企画部技術調査課

電話：048-601-3151（代表） メールアドレス：ktr-knsn@mlit.go.jp

（説明会全体に関すること）

建政部建設産業第一課 課長 一力（いちりき）（内線：6141）

建政部建設産業第一課 課長補佐 園田（そのだ）（内線：6144）

（公共工事の品質確保の促進に関する法律に関すること）

企画部技術調査課 課長 小宮山（こみやま）（内線：3251）

企画部技術調査課 建設専門官 酒井（さかい）（内線：3257）

「第三次・担い手3 法に関する説明会」 (オンライン方式) を開催します

1. 開催日時

令和6年8月30日(金)

- ① 発注者向け説明会 10時00分から12時00分(予定)
- ② 建設業者向け説明会 14時00分から16時00分(予定)

2. 開催方法

オンライン方式 (Microsoft Teams を利用)

3. 申込方法

お申し込みは、メールアドレス (ktr-knsn@mlit.go.jp) あて、

- 名前
- 所属
- 連絡先
- 上記①②どちらの説明会に参加されるか
- 参加予定人数

以上5項目を明記し、送付をお願いいたします。

原則として、1所属につき1アカウントの申し込みをお願いいたします。
なお、会議室等で1台のパソコン等(スマートフォン、タブレットを含む)から参加される場合は、1回の申し込みで結構です。

4. 申込期限

令和6年8月23日(金) 17時まで

※安定した通信環境確保のため、事前に締め切りさせていただく場合がございます。ご了承ください。

5. お申し込みから説明会当日までの流れについて

- ① 開催2日前までに、「説明会に参加するためのURL」をお申込みいただいたメールアドレスあてに送付いたします。次第や資料等については、送付したメールをご参照ください。
※あらかじめ ktr-knsn@mlit.go.jp からのメールを受信できるよう設定してください。
- ② 開催前日までにメールが届かない場合は、下記のお問い合わせ先まで連絡をお願いいたします。
- ③ 説明会当日は、適宜資料の画面共有を行います。必要に応じ各自で資

- 料を印刷又はタブレット等にダウンロードをお願いいたします。
- ④お申し込み後、諸事情により欠席される場合の連絡は不要です。
 - ⑤説明会当日は、各会 10 分前までに入室願います。

6. その他留意事項等について

- ①参加は無料です。ただし、通信に係る費用は参加者の方にご負担いただきます。
- ②参加には、インターネット接続が可能なパソコン等が必要です。カメラとマイクは必須ではありません。必要に応じてイヤホン等をご用意ください。
- ③Teams アカウントの登録情報（氏名等）を表示させたくない場合は、Teams アプリのデスクトップ版ではなく、ブラウザ版の Teams からゲストユーザーとして参加してください。
- ④ゲストとして入室される際の名前は任意（「ゲスト」やイニシャル等）に入力していただいて結構です。
- ⑤説明中は、カメラ・マイクともにオフにしていただき、ご質問がある場合は、マイクをオンにしてお話しください。
- ⑥申込時に頂いた個人情報については、当説明会に関する連絡以外には使用しません。

【お問合せ先】

国土交通省関東地方整備局建政部建設産業第一課
調査第一係 Tel : 048-601-3151 (内線 6152・6140)

働く女性が自分らしく職業生活を送れる社会を目指して

「女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会」

参加のご案内

1 「女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会」とは？

○趣旨

本会は、女性の職業生活における活躍の推進に向けて、県内企業・法人、自治体のリーダー自らが集い、情報や課題を共有して、意識改革、行動変容につなげるために、令和5年9月に発足しました。

○発起人（氏名五十音順、敬称略）

阿部 守一（長野県知事）
太田 寛（安曇野市長）
丸山 将一（エムケー精工株式会社代表取締役社長）

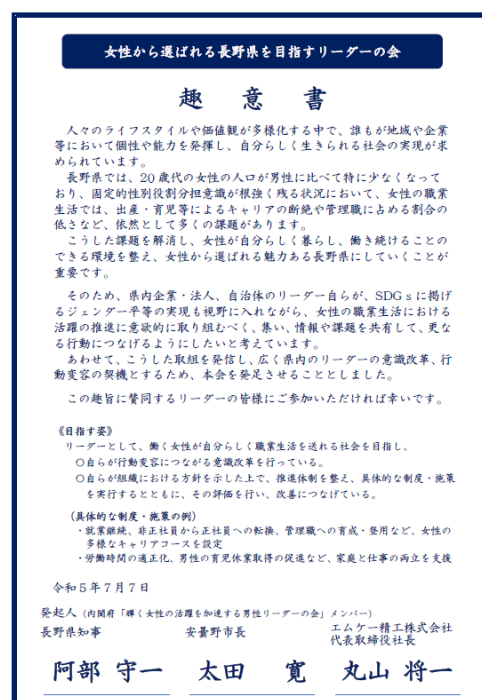
○メンバー要件

県内に本社・本部を有する企業・法人、自治体のリーダー（従業員等を雇用する者）であって、自ら女性の職業生活における活躍の推進に意欲的に取り組むべく、趣意書に賛同する方であれば、どなたでも参加できます。
令和6年6月現在のメンバーは55名です。

○行動宣言

メンバーは、「行動宣言」により自組織において取り組むことを具体的に宣言し、それぞれ取組を進めます。

＜本会の趣意書＞



2 活動内容

(1) リーダーミーティングの開催

メンバー（本人に限る（代理不可））が集まり、先進事例、課題の共有や意見交換を行う。

(2) 情報の発信

本会の取組やメンバーの取組をウェブサイト等で発信する。

(3) メンバーの拡大

経営者等リーダーに呼びかけて、活動の輪を広げる。

3 活動状況

○第1回リーダーミーティングを開催（令和5年9月14日）

本会の発足に合わせて、長野市内で第1回リーダーミーティングを開催し、発足メンバー35名のうち24名（会場21名、オンライン3名）が出席しました。

- ・株式会社ワーク・ライフバランス代表取締役社長の小室淑恵氏を講師としてお招きし、女性から選ばれる企業・自治体への変革をテーマに基調講演
- ・メンバー3名と小室氏により、自組織における取組状況や苦勞、課題解決のための方策等についてクロストーク
- ・メンバーがグループに分かれて自組織の「行動宣言」を発表、共有するとともに、今後自組織や本会で取り組むべきこと等について意見交換

<基調講演>



<グループごとの意見交換>



4 参加手続

- ① 「参加表明書」を事務局（下記問合せ先参照）へ電子メールでご提出ください。
- ② 事務局からの連絡を受けた後、「行動宣言」を事務局へ電子メールでご提出いただき、メンバーとなります。

※「参加表明書」及び「行動宣言」の様式は下記ホームページからダウンロードできます。

女性から選ばれる企業・法人、自治体、そして長野県を一緒に創っていきましょう。
リーダーの皆様のご参加をお待ちしています。

《 問合せ先（事務局） 》

長野県 県民文化部 人権・男女共同参画課

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2

○電話：026-235-7102（直通）

○電子メール：n-danjo@pref.nagano.lg.jp

○ホームページ

<https://www.pref.nagano.lg.jp/jinken-danjo/kurashi/jinkendanjo/danjo/main/leader.html>

<ホームページQRコード>





外国人材の採用を相談からマッチングまでトータルサポート！ 長野県外国人材受入企業マッチング支援デスクを開設しました

外国人材の採用を希望する県内企業と、登録支援機関・人材紹介会社等とのマッチング機会を提供する「長野県外国人材受入企業マッチング支援デスク」を開設しました。

事業概要

外国人材の採用を希望する県内企業からの相談に対応

「外国人材を採用したいけれど何から始めて良いか分からない」「言語や環境の違いから、外国人材の採用に不安を感じている」といった、外国人材採用に関するご相談に何度でも無料で対応します。

県内企業と登録支援機関・人材紹介会社等をマッチング

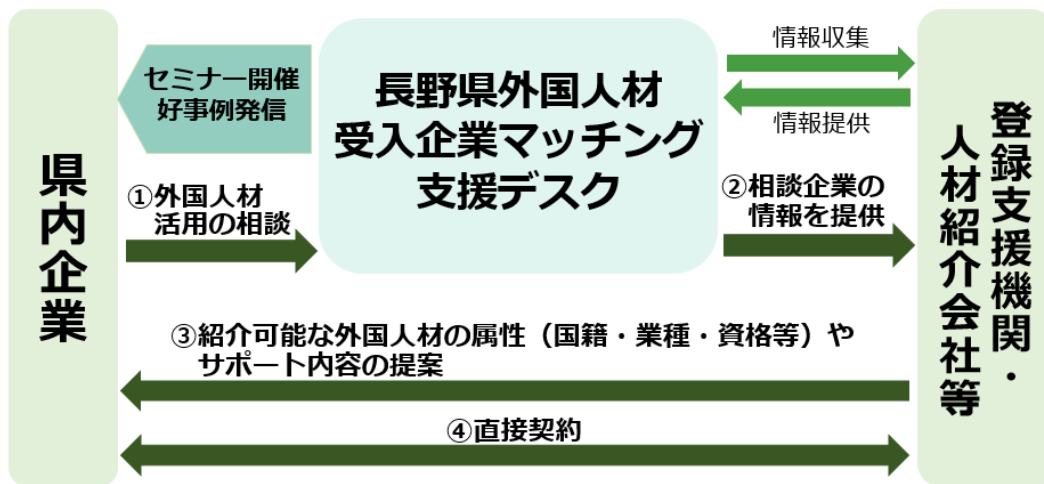
ご相談内容に応じ、ニーズに合った適切な登録支援機関・人材紹介会社等とマッチングします。

外国人材活用に関するセミナーの開催

外国人材受入れにあたっての不安の解消、外国人材の定着・活躍に役立つオンライン(予定)セミナーを開催します。

支援の流れ

- ①長野県外国人材受入企業マッチング支援デスクへ問い合わせ
- ②支援デスクがご相談内容を踏まえ、企業情報などを登録支援機関・人材紹介会社等(マッチング候補先)へ提供
- ③マッチング候補先からサポート内容などをお申込企業へ提案
- ④お申込み企業とマッチング先で直接契約後、マッチング先から人材の紹介・面接、採用へ



【支援の流れイメージ図】

開設日

令和6年7月23日(火)

相談方法

下記 WEB サイトもしくは電話番号からご相談ください。

<https://nagano-gaikokujinzai.com/>

電話番号：050-2000-7273 (受付時間 土日祝日を除く 9:30～17:30)



支援デスク WEB サイト

こどもまんなか

みんなでつくろう！こども・子育てに優しい信州

(問合せ先)

担当 労働雇用課調査情報係 中嶋、保坂

電話 026-235-7119 (直通)

026-232-0111 (代表) 内線 2476

E-mail rodokoyo@pref.nagano.lg.jp